

2025年5月20日記者会見

今日は、3人が出席できませんが、吉川、黒川両先生から、記者のみなさまに私たちの思いをしっかりと伝えてほしいというメッセージをいただいています。黒川先生は、私たちの思いを光石会長に伝えてくださることになっています。吉川先生は、時間のないなか、覚書を私に送ってくださいました。ご紹介いたします。山極先生からは、雑誌インタビューのコピーを配布してメッセージに代えたいということです。また、衆院で「日本学術会議法案に対する附帯決議」が付いたことについて、以下のようにメッセージがとどいていますので、紹介いたします。参議院での廃案を目指す私たちにとっては、付帯決議の内容そのものが法案にきちんと盛り込まれるべきだと思います。

みなさんすでにご案内のように、現行日本学術会議法は、前文で「科学者の総意の下に」説立されたと明示して、日本の科学者の代表機関としての日本学術会議の自律性・自主性の根拠を確認しています。これをうけ、国の機関とすることで経費を国庫負担とし、他方で職務の独立性を保障しています。独立性は、政府に対するとともに、社会経済的利害からの独立が必要であり、経費の国庫負担は、それを保障するものです。活動においては、政府の諮問に対する答申および学術会議の自主的な勧告によって学術会議と政府の学術領域における対等な対話の関係を設定しています。そして、会員は科学者が自主的に選考することを保障しています。このように、現行日本学術会議法は、学術会議の独立性と自治的運営を保障した、学術会議自治法とでもいうべきものです。学術会議は、みずからに与えられた法的地位と役割を、自己の責務、社会的責任として位置づけ、自らを厳しく律することを、2008年に日本学術会議憲章、2006年に科学者の行動規範という基本文書を採択して社会に示しています。

今回の日本学術会議法案は、以上のような、現行日本学術会議法が保障するもの、そしてそれにこたえて日本学術会議が積み上げてきた自己の責務を自覚した自治的なあり方を、一掃して、政府の業務を実施する特殊法人という枠に学術会議を押し込めて、主務官庁の長としての内閣総理大臣の監督権の下におく、という、およそナショナル・アカデミーの国際的基準を逸脱した、科学者組織を作り出すものです。政府は、法案を学術会議の独立性と自主性を高め、学術会議の機能を強化するものと理由づけていますが、どこをとれば、そのようなことが言えるのか。

唯一もっともらしいことは、法人化すれば、内閣総理大臣の任命制度がなくなり、もう二度と任命拒否は起こらない、だから独立性は強化されたという説明でしょう。しかし、今回の法案は、違法で不当と批判された菅元内閣総理大臣の任命権行使をきっかけにして、現行学術会議法の下では形式的な任命権しかもたないとされていた内閣総理大臣を、法人としての日本学術会議の監督権者にキャリア・アップさせるものです。現行学術会議法では、内閣総理大臣は5か所しか顔をだしません。法案では、本体と附則をあわせて、私の数え間違いがなければ、計43か所、いたるところに顔をだします。ナショナル・アカデミーが内閣総理大臣の監督権の下におかれるという事態は、日本における科学と政治の関係の不正

常さを世界に知らせるものだと思います。

もう一つ重要な問題は、声明でも指摘しましたが、現在の日本学術会議会員 204 名のコ・オペレーション制に基づく次期会員候補者選考権が法案によって理由なく否認されていることです。これについては、私のメモ文書をご参照いただくとありがたいです。法人化後の新会員は、現在の会員ではなく、現会長が内閣総理大臣の指名した 2 名の科学者と協議して任命した 10 ないし 20 名の特別の選考委員会によって選考されることになっています。さらに、この特別選考委員は、法人化後の最初の会員候補者の選考も担当することとされています。このような措置は、現会員がコ・オペレーション制に基づき次期会員候補者の選考に関与することを排除するため、内閣総理大臣がここでも顔を出すのです。この措置は、法人化によって組織的に、そして現会員のコ・オペレーション制に基づく次期会員候補者選考権の否認によって、人的にも、法人としての新学術会議を現学術会議と切断するという政策的意図の現われでしょう。このような政府の政策意図は、まさに、現行学術会議の意思、日本の科学者コミュニティの総意、そして日本の市民の意思に反して実現されようとしているのではないかと思います。